

子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童対策地域協議会とは

○**要保護児童**若しくは**要支援児童**及びその保護者又は、**特定妊婦**に関する情報、その他要保護児童の適切な保護、要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、**児童福祉法第25条の2に基づき設置される協議会。**

○要対協における支援対象児童等に関する情報は、適切な保護又は支援を図るためのものであり、**要対協において知り得た情報については秘密を漏らしてはならない。守秘義務が課せられる。（同法第25条の5）**

※同法第25条の5に違反した者に対し、罰則の規定がある。（同法第61条の3）

佐世保市では、子ども安心ネットワーク協議会として、以下の**代表者会議（委員会）・実務者会議（検討会、進行管理会議）・個別ケース検討会議**の3層構造となっています。

